大津市公営企業管理者

山 極 正 勝 様

大津市情報公開·個人情報保護審査会 会長 本 多 滝 夫

大津市ガス特定運営事業等の実施に伴う顧客(個人)情報の引継等について(答申)

平成30年2月7日付け、大企官第4号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと判断され、妥当なものと認められる。

## (個別事項)

## 項目(所管課)

官民共同出資により設立する新会社にガス小売事業に関する業務を引き継ぐにあたり、業務の目的のために保有する顧客(個人)情報を継承する。(経営戦略課官民連携推進室)

## 諮問事項が認められる理由

新会社については、平成31年4月1日に、大津市ガス供給 条例(平成29年条例第59号による改正後のもの)第29条 により設定された公共施設等運営権に基づいて、大津市企業局 の業務であるガス小売事業を引き継ぐことが予定されている。 同事業の引継ぎにあたり、新会社との継続契約を望む顧客が多 数であると見込まれるところ、個人たる顧客が新たに新会社と 個々に契約を締結するのは煩雑であって、顧客に新たに負担を 課すこととなる。したがって、日常生活におけるガス利用に係 る顧客の利便を確保するためには、顧客(個人)情報を新会社 に継承させることが必要である。

なお、顧客(個人)情報の継承については、ガス小売事業が 新会社に移行する旨を全ての顧客に通知をした上で、異議があ る場合の対応を記載し、新会社に自動的に当該顧客情報を継承 しないとしているところから、継承に際して本人の意思が反映 される仕組みがとられている。

さらに、新会社に継承された顧客(個人)情報は、個人情報 保護法による保護の下に置かれる。

以上より、新会社への顧客(個人)情報の継承は、公益上の 必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれ はないと認められる。